

報 道 機 関 各 位

青森県農林水産部農林水産政策課長  
( 公 印 省 略 )

令和5年度青森県「農林水産力」強化本部会議について

県では、農林水産業が持続的に発展する社会の実現に向けて、農林水産関係団体や学識経験者、行政機関などが、共通の認識を持って連携・協力しながら農林水産施策を推進していくため、青森県「農林水産力」強化本部を設置することとしました。

ついては、下記のとおり令和5年度会議を開催しますので、取材してくださるようお願いいたします。

記

- 1 日時 令和6年2月22日（木）13：00～15：00
- 2 場所 リンクモアステーションホール青森（青森市文化会館）4階中会議室  
（青森市堤町1-4-1 TEL 017-773-7300）
- 3 議題
  - (1) 令和5年度の取組結果について
  - (2) 青森新時代「農林水産力」強化パッケージ（案）について
  - (3) その他
- 4 参集範囲  
強化本部委員、県関係課、各地域県民局地域農林水産部

報道機関用提供資料	
担 当 課 担 当 者	農林水産部農林水産政策課 課長代理 相馬 宏伊 企画調整グループ 総括主幹 三上 一哉
電話番号	直通 017-734-9457 内線 4970(相馬)・4979(三上)
報 道 監	農林水産部 次長（農商工連携推進監）成田 澄人(内線:4966) 次長 及川 正顕 (内線:4967)

## 青森県「農林水産力」強化本部設置要領

### (設置)

第1条 県では、人口減少社会の進展や消費動向の変化などに伴う課題に対応するため、販売力強化、生産性向上、人財育成、農山漁村振興の4つの柱に沿って「農林水産力」を強化することとしている。

農林水産業が持続的に発展する社会の実現に向けて、農林漁業者や、市町村、関係団体などの関係者が、共通認識を持って連携・協力しながら取り組んでいくため、「農林水産力」強化本部（以下「県本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 県本部は、別表1に掲げる事項を所掌する。

### (組織)

第3条 県本部の委員は、別表2に掲げる者で構成する。

- 2 県本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事をもって充て、副本部長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 県本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の進行は、本部長が指名した者が取り進めることとする。

### (部会)

第5条 専門的な事項の推進を図るとともに現場からの意見を施策に反映させるため、食ブランド・流通推進部会、構造政策部会、農産園芸部会、果樹部会、畜産部会、林業部会、水産部会、農村整備部会を置く。

- 2 部会は、青森新時代「農林水産力」強化パッケージに掲げたプロジェクトのほか、別表1に掲げる所掌事項を推進するため、生産者や関係団体等との対話を重視し、意見交換を随時行う。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は農林水産部本庁所管課長をもって充て、副部会長は部会長が別に定める。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 部会の委員は、部会長が別に定める。
- 6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 7 部会長は、必要に応じて第5項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 8 会議の進行は、部会長が指名した者が取り進めることとする。
- 9 その他必要な事項は、部会長が別に定める。

**(事務局)**

第6条 県本部の事務局は、別表3のとおりとする。

**(その他)**

第7条 この要領に定めるもののほか、県本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年 1月30日制定)

この要領は、令和6年 2月22日から施行する。

別表1（第2条及び第5条関係）

○組織別の所掌事項

組 織 名	所 掌 事 項
「農林水産力」強化本部	(1) 「農林水産力」強化に向けた具体的な対策を確認すること。 (2) その他「農林水産力」を強化するために必要な事項を協議すること。
食ブランド・流通推進部会	(1) 食ブランド・流通の推進に関すること。
構造政策部会	(1) 担い手の育成・確保に関すること。 (2) 農地の効率的利用に関すること。 (3) 農山漁村の活性化に関すること。
農産園芸部会	(1) 水田農業の振興に関すること。 (2) 畑作生産の推進に関すること。 (3) 野菜・花き生産の推進に関すること。 (4) 「冬の農業」の推進に関すること。
果樹部会	(1) りんご生産の推進に関すること。 (2) 特産果樹生産の推進に関すること。
畜産部会	(1) 畜産の推進に関すること。 (2) 家畜防疫対策の推進に関すること。
林業部会	(1) 森林整備の推進に関すること。 (2) 林業・木材産業の振興に関すること。
水産部会	(1) 水産業の振興に関すること。 (2) 漁港漁場整備に関すること。
農村整備部会	(1) 水田、畑等の整備の推進に関すること。 (2) 農業水利施設、農道等の整備の推進に関すること。

別表2（第3条関係）

○青森県「農林水産力」強化本部委員

**(行政機関)**

青森県知事（本部長）  
農林水産省東北農政局青森県拠点地方参事官  
青森県市長会長  
青森県町村会長  
青森県農林水産部長（副本部長）

**(大学・試験研究機関)**

国立大学法人弘前大学農学生命科学部長  
青森中央短期大学食物栄養学科長  
地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長

**(農業団体)**

青森県農業協同組合中央会代表理事会長  
全国農業協同組合連合会青森県本部長  
一般社団法人青森県農業会議会長  
青森県土地改良事業団体連合会長  
公益社団法人あおもり農業支援センター理事長  
公益財団法人青森県りんご協会会長  
一般社団法人青森県畜産協会会長

**(林業団体)**

青森県森林組合連合会代表理事会長  
青森県木材協同組合理事長

**(水産業団体)**

青森県漁業協同組合連合会代表理事会長  
八戸水産加工業協同組合連合会代表理事会長

**(消費宣伝活動団体)**

公益社団法人青森県物産振興協会会長  
青森県産米需要拡大推進本部長  
一般社団法人青森県りんご対策協議会長  
青森県ほたて流通振興協会会長理事

**(観光団体)**

公益社団法人青森県観光国際交流機構理事長

**(消費者団体)**

青森県生活協同組合連合会代表理事会長  
特定非営利活動法人青森県消費者協会理事長

計26名

別表3（第6条関係）

○県本部の事務局

組 織 名	事 務 局
「農林水産力」強化本部	農林水産政策課
食ブランド・流通推進部会	総合販売戦略課
構造政策部会	構造政策課
農産園芸部会	農産園芸課
果樹部会	りんご果樹課
畜産部会	畜産課
林業部会	林政課
水産部会	水産振興課
農村整備部会	農村整備課